

令和3年1月4日
(独)酒類総合研究所

英国向け輸出ワインの 分析・証明及び自己証明制度について

英国のEU離脱に伴い、これまでEU向けに実施していた輸出ワインの分析・証明及び自己証明に関する業務のうち、英国向けのものについては、証明制度が一部変更となる見込みです。

詳しい御案内については、現在準備中ですが、当面の間はEU向けに使用していた証明書様式を英国に対してもそのまま使用して通関することが可能となっております。

(参照先ホームページ)

EU向け輸出ワインの分析・証明及び自己証明制度について
https://www.nrib.go.jp/bun/eu_wine/eu_wine_info.html

なお、英国向け輸出ワインの分析・証明の御依頼及び自己証明製造者の承認について御不明点がございましたら、以下の問合せ先まで御連絡ください。

問合せ先
独立行政法人酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門 受託分析担当 082-420-0800 (04 を選択)